

仕 様 書

1 件名

平成 29 年度ムスリム旅行者受入対応施設紹介パンフレット(地図部分を含む。)制作及び印刷業務委託

2 目的

東京を訪れるムスリム旅行者に対し、ムスリム旅行者の受入に取り組んでいる施設を紹介するパンフレットを制作することで、ムスリムの訪都に対する心理的抵抗感軽減と満足度向上を図る。

制作するパンフレットは、東京観光情報センター、都内宿泊施設等で配布することにより、ムスリムマーケットからの誘客拡大を目指す。

なお、本業務においては、内容の企画・制作及び印刷・発送業務、データ納品までを委託範囲とする。

3 契約期間

契約締結の翌日から平成 30 年 3 月 15 日(木)まで

4 履行場所

公益財団法人東京観光財団(以下「TCVB」という。)の指定する場所

5 制作物

(1) ムスリム旅行者受入対応施設紹介パンフレット(以下パンフレットと言う。)

制作業務に当たっては、別紙 1「印刷物作成仕様書」の仕様に従うこと。

(2) 制作言語

(ア) 英語

「6(10) 翻訳及び翻訳の校正・校閲」に記載のとおり作成すること。なお、施設名称については日本語も併記すること。

(イ) 日本語

確認用として、上記(ア)で制作した英語版パンフレットの日本語版を作成すること。レイアウト・掲載内容は全て英語版と同じ内容で作成し、「8(1) 完全データ」に記載のとおり納品すること。

6 委託内容

(1) ムスリム対応飲食店及び宿泊施設、礼拝施設、商業施設等の掲載施設の公募、応募受付、調査、情報収集及び原稿作成

掲載施設は公募によって受付けた後、ムスリム受入対応状況の調査を行い、最終的に以下の数を上回る施設数を掲載すること。公募による施設数が以下の数を下回る場合、受託者は別途情報を収集し、掲載施設を探すこと。なお、商業施設の最低掲載数は設定しないが、できるだけ多く掲載すること。

※飲食店：90 店舗 宿泊施設：30 施設 礼拝施設：13 施設 以上

(2) ムスリムに関する専門機関との協力・連携

掲載施設の調査及び必要な情報の収集、掲載内容の検討においては、ムスリムに関する専門機関と十分に調整の上、協力・連携して行うこと。

(3) 掲載施設の調査

施設を掲載するに当たっては、(2)の専門機関と協力・連携して、ムスリム対応状況の調査を行うこと。必要に応じて、施設を訪問して調査すること。

(4) デザイン

ムスリム旅行者にアピールするリーフレットデザインにすること。ただし、表紙、裏表紙は平成28年度にTCVBが作成した「TOKYO MUSLIM Travelers' Guide」を使用し、必要に応じて加工すること(別紙2参照)。

(5) 規格等

- (ア) カラー4色とすること。
- (イ) 折り方は、中綴じとすること。
- (ウ) サイズは、縦210mm、横130mmとすること。
- (エ) 総頁数は、52頁以上とする(表紙・裏表紙を含む。)

(6) 掲載内容

(ア) ムスリム対応の施設

以下の項目の施設を掲載すること。飲食店の選定にあたっては、できるだけ和食など東京ならではの食事を提供している施設を含むこと。

- ①ムスリム対応の飲食店
- ②ムスリム対応の宿泊施設
- ③ムスリム対応の商業施設
- ④モスク及び礼拝施設などの関連施設

※なお、④に該当する施設の掲載に加え、上記①～③の施設のうち、礼拝場所を併設する施設については、名称を一覧掲載することとし、基本情報については掲載ページ又は施設番号等の記載を行って誘導すること。

(イ) カテゴリ別のアイコン表示

各施設のムスリム対応状況について、別紙3の各アイコンに詳細説明を加えて各施設に掲載アイコンの希望調査を行い、施設毎に掲載すること。

(ウ) 施設のあるエリアの地図

前述(ア)の施設をマッピングした地図を作成すること。掲載施設は地図上にわかりやすくマッピングすること。

(エ) コミュニケーションシート

ムスリムと施設運営者がコミュニケーションをとるために利用できる会話例を掲載したコミュニケーションシートを作成すること。

(オ) ムスリムに役立つ情報

上記(ア)～(エ)の他、ムスリムに役立つ情報を掲載すること。

(7) 頁構成(予定)

- ・(7)(ア) ムスリム対応の施設及び(ウ) 施設のあるエリアの地図：46頁程度
- ・(7)(エ) コミュニケーションシート：2頁程度
- ・(7)(オ) ムスリムに役立つ情報：2頁程度

(8) 原稿作成

テキストページについては、関連する情報を収集した上で、原稿を作成すること。

なお、作成に当たっては、随時、テキストの内容についてTCVBと確認を行い、了承を得ること。

(9) 掲載許可

- (ア) 掲載する内容、写真については受託者が各関係施設に直接、依頼及び確認を行い、掲載許諾をとること。また、以下の(イ)(ウ)についても合わせて伝え、必ず書面にて掲載の承認を得ること。
- (イ) ムスリムパンフレットはデジタル化され、東京の観光公式サイト GO TOKYO 上でも掲載される。
- (ウ) 本委託による成果物について、東京の観光に資することを目的として、TCVB が別途指定する PR ツール(紙媒体及び電子媒体)に掲載する場合がある。

(10) 翻訳及び翻訳の校正・校閲

- (ア) コンテンツの翻訳については、全て受託者の責任において行うこととする。
 - (イ) (ア)において翻訳した原稿は、ネイティブスピーカーが校閲すること。ただし、(ア)の翻訳者がネイティブスピーカーの場合は、ネイティブスピーカー以外の者が校閲してもよい。
 - (ウ) (イ)において校閲した原稿について、数字等の誤りがないかを確認した上で最終稿とすること。
 - (エ) 地図記号の掲載や、掲載情報の翻訳に際し、以下①②のガイドライン及び制作時点で最新の国のガイドラインに基づいて掲載すること。
 - ①「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」
(平成 27 年 2 月改訂、東京都)
 - ②「外国人にわかりやすい地図表現検討会報告書」
(平成 28 年 1 月公表、国土地理院)
- ただし、既存の掲載情報変更の要・不要、新しく掲載する情報及び、変更する情報についてガイドラインをどのように適用するかは、その都度 TCVB と協議の上、決定することとする。

(11) 制作条件

電子データで作成すること。納品データは、イラストレータ等の通常、印刷業者に納品する際に用いられるソフトウェアで作成すること。

(12) 印刷

印刷業務に当たっては、別紙 1 「印刷物作成仕様書」の仕様に従うこと。

(13) 発送

詳細は別紙 4 のとおりとする。

(14) 留意点

- (ア) 受託者が地図製作を専門の業者等に委託する場合は、専門の業者等との間で、事前打合せや合成カンパなどに際し、適宜連携を図ること。
- (イ) ムスリムパンフレット地図部分製作に当たっては TCVB が著作権を所有する「TOKYO MUSLIM Travelers' Guide の地図データ」を使用することができる。
- (ウ) 受託者は「TOKYO MUSLIM Travelers' Guide」の既存データを、掲載施設や管理団体等への掲載許可申請及び掲載内容(テキスト、写真等)の承諾を得ることを前提に、利用可能とする。
- (エ) 文字校正は、受託者が責任をもって 2 回以上行うこと。
- (オ) 受託者は本委託を効果的かつ効率的に履行する為、実施体制を明確化すること。

- (カ) パンフレット制作、校正、印刷、納品等、全体スケジュールを策定し、提出すること。また、履行に当たり、進捗状況を綿密に報告し、TCVB とよく調整しながら業務を進行すること。

7 納期

成果物	納品物	納品期日
完全データ（英語・日本語）	電子データ一式 各2部	平成30年1月31日
Web用掲載用データ（英語）	電子データ一式 2部	平成30年1月31日
パンフレット（英語）	43,000部	平成30年2月28日

8 納品物（成果物）・納品先

(1) 完全データ（日本語、英語）

地図を含むデータに各言語のアウトライン化前のデータ及びアウトライン化済のデータを収納したもの（各2部）。

(2) WEB掲載用データ（英語）

完全データを下記のとおり加工したデータを納品すること。

- (ア) PDF はパンフレット1冊を1つのPDFで出力して納品すること。ただし、見開きにはしないこと。
- (イ) PDF ファイル出力バージョンについては、Acrobat4.0 (PDF1.3) 以降のものとする（CMYK、RGBの指定はない）。
- (ウ) 印刷トンボをつけず、仕上がり寸法で出力すること。
- (エ) データの不正コピー等を防止するため、セキュリティ措置を講じること。
- (オ) WEB掲載に適切なデータサイズに加工すること。

(3) パンフレット（英語）

TCVBの指定する場所に納品すること（詳細は別紙4のとおり。）

9 支払い方法

契約期間終了後、履行内容及び業務完了届を確認の上、受託者からの請求に基づいて支払いを行う。

10 第三者委託の禁止

- (1) 本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、事前に文書によりTCVBと協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。
- (2) 前項の規定にかかわらず、地図部分作成及び翻訳業務については、専門の業者等に委託することを認めるものとする。ただし、委託内容については、文書によりTCVBに報告するものとする。

11 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本委託の履行に伴い発生するアイコンを含む成果物は、納品時に、受託者からTCVBが所有権及び知的財産権を含む一切の権利（著作権法（昭和45年法律第48条）第27条及び第28条の権利を含む。）を譲り受ける。また、本委託が中途解約された場合、TCVBはその時点における本委託業務で生じた著作物等の所有権及び知的財産権を含む一切の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）を譲り受けることができる。TCVB

が譲り受けた場合には、下記（３）から（７）までの規定が適用される。

- （３）TCVB が譲渡を受けた権利の行使に関し、受託者は著作人格権を主張しない。
- （４）受託者は、成果物が受託者の創作によるものであって、第三者の商標権、著作権、そのほかの諸権利を侵害するものでないことを保証する。
- （５）本委託により得られたアイコンを含む成果物について、東京の観光に資することを目的として、TCVB が指定する PR ツール並びに TCVB が認めた各関係団体、施設には同事業者の許可なく、無償で使用できることとし、TCVB が使用に当たって、著作物の加工が必要と判断した場合は受託者の許可なく加工できることとする。
- （６）本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や費用等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- （７）成果物について紛争が生じた場合、受託者の費用と責任において解決すること。また、上記の紛争により TCVB に損害が発生した場合はこれも賠償をすること。
- （８）上記の（１）から（７）規定は、10 により第三者に委託した場合においても適用する。
- （９）その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途 TCVB と調整すること。

12 委託事項の遵守・守秘義務

- （１）受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- （２）受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

13 個人情報の保護

別紙 5 「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。

14 その他

- （１）受託者は、業務の詳細について概要とスケジュールがわかる企画案を、契約締結日の翌日から 7 日以内（土日及び祝日を除く。）に TCVB へ提出し、その承認を得ること。
- （２）本契約の履行に関する情報及び原稿等について、TCVB から貸与されたものは、契約終了後、速やかに返却すること。
- （３）本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度 TCVB と別途協議の上処理すること。
- （４）原稿（記事面、地図、イラスト、写真等）の校正は、受託者の責任において校了とすること。校了後に誤り、要訂正箇所等が見つかった場合は、受託者の責任において速やかに訂正することとし、訂正等により発生した費用及び損失に対して、TCVB は一切責任を負わないものとする。

連絡先：公益財団法人東京観光財団 総務部 観光情報課 新井・高田 電 話： 03-5579-2681 F A X： 03-5579-8785
--